

由布市告示第117号

令和5年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和5年11月22日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和5年11月30日木曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 首藤 善友君 | 志賀 輝和君 |
| 高田 龍也君 | 坂本 光広君 |
| 吉村 益則君 | 田中 廣幸君 |
| 加藤 裕三君 | 平松恵美男君 |
| 太田洋一郎君 | 加藤 幸雄君 |
| 鷲野 弘一君 | 長谷川建策君 |
| 佐藤 郁夫君 | 渕野けさ子君 |
| 佐藤 人已君 | 田中真理子君 |
| 佐藤 孝昭君 | 甲斐 裕一君 |

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和5年 第4回（定例）由布市議会会議録（第1日）

令和5年11月30日（木曜日）

---

議事日程（第1号）

令和5年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 陳情について
- 日程第5 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第26号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 議案第74号 大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の受託について
- 日程第9 議案第75号 大分県立庄内屋内競技場の管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第76号 由布市・田北奨学資金に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第77号 由布市・田北奨学資金の貸与の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第78号 由布市行政区設定条例の一部改正について
- 日程第13 議案第79号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第80号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第81号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第82号 由布市みらいふるさと基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第83号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第84号 由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第85号 由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第86号 由布市教育奨学資金基金条例の一部改正について
- 日程第21 議案第87号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第22 議案第88号 令和5年度由布市一般会計補正予算（第8号）

- 日程第23 議案第89号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第24 議案第90号 令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第25 議案第91号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第26 議案第92号 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸報告  
日程第4 陳情について  
日程第5 報告第24号 専決処分の報告について  
日程第6 報告第25号 専決処分の報告について  
日程第7 報告第26号 例月出納検査の結果に関する報告について  
日程第8 議案第74号 大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の受託について  
日程第9 議案第75号 大分県立庄内屋内競技場の管理に関する条例の制定について  
日程第10 議案第76号 由布市・田北奨学資金に関する条例の制定について  
日程第11 議案第77号 由布市・田北奨学資金の貸与の特例に関する条例の制定について  
日程第12 議案第78号 由布市行政区設定条例の一部改正について  
日程第13 議案第79号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
日程第14 議案第80号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について  
日程第15 議案第81号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第16 議案第82号 由布市みらいふるさと基金条例の一部改正について  
日程第17 議案第83号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第18 議案第84号 由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正について  
日程第19 議案第85号 由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について  
日程第20 議案第86号 由布市教育奨学資金基金条例の一部改正について  
日程第21 議案第87号 由布市火災予防条例の一部改正について  
日程第22 議案第88号 令和5年度由布市一般会計補正予算（第8号）

- 日程第23 議案第89号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第90号 令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第91号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第92号 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）

---

出席議員（17名）

|                  |            |
|------------------|------------|
| 1 番 首藤 善友君       | 2 番 志賀 輝和君 |
| 3 番 高田 龍也君       | 4 番 坂本 光広君 |
| 5 番 吉村 益則君       | 6 番 田中 廣幸君 |
| 7 番 加藤 裕三君       | 8 番 平松恵美男君 |
| 9 番 太田洋一郎君       | 10番 加藤 幸雄君 |
| 12番 長谷川建策君       | 13番 佐藤 郁夫君 |
| 14番  browse けさ子君 | 15番 佐藤 人己君 |
| 16番 田中真理子君       | 17番 佐藤 孝昭君 |
| 18番 甲斐 裕一君       |            |

---

欠席議員（1名）

11番 鷺野 弘一君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|            |           |
|------------|-----------|
| 局長 馬見塚美由紀君 | 書記 松本 英美君 |
| 書記 中島 進君   | 書記 生野 洋平君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                          |        |              |        |
|--------------------------|--------|--------------|--------|
| 市長 .....                 | 相馬 尊重君 | 副市長 .....    | 小石 英毅君 |
| 教育長 .....                | 橋本 洋一君 | 総務課長 .....   | 庄 忠義君  |
| 財政課長 .....               | 大久保 暁君 | 総合政策課長 ..... | 一法師良市君 |
| 財源改革推進課長 .....           | 渡辺 隆司君 |              |        |
| 監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長 ..... |        |              | 利光 祐治君 |
| 会計管理者 .....              | 佐藤 幸洋君 | 建設課長 .....   | 三ヶ尻郁夫君 |

|                |       |        |         |       |        |
|----------------|-------|--------|---------|-------|--------|
| 水道課長           | …………… | 衛藤 武君  | 商工観光課長  | …………… | 古長 誠之君 |
| 環境課長           | …………… | 田代 由理君 |         |       |        |
| 福祉事務所長兼福祉課長    | …………… |        |         |       | 武田 恭子君 |
| 保険課長           | …………… | 砂田 剛士君 | 高齢者支援課長 | …………… | 工藤 由美君 |
| 挾間振興局長兼地域振興課長  | …………… |        |         |       | 小野嘉代子君 |
| 庄内振興局長兼地域振興課長  | …………… |        |         |       | 佐藤 俊吾君 |
| 湯布院振興局長兼地域振興課長 | …………… |        |         |       | 後藤 睦文君 |
| 教育次長兼教育総務課長    | …………… |        |         |       | 日野 正美君 |
| スポーツ振興課長       | …………… | 米津 康広君 | 消防長     | …………… | 大嶋 陽一君 |
| 代表監査委員         | …………… | 大塚 裕生君 |         |       |        |

---

午前10時00分開会

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。これより、令和5年第4回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名です。鷲野議員から欠席届が出ています。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、吉村益則君、6番、田中廣幸君の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月14日まで15日間といたします。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会会期前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和5年第4回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私共に大変お忙しい中、御出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。

本定例会において提案いたすことにしております報告3件、議案19件につきましては、どうか慎重なる御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

本日お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いする次第ですが、少しお時間を頂きまして、幾つかの項目について詳細な御報告を申し上げます。

まず、10月18日に熊本市で開催されました第133回九州市長会に出席し、基礎自治体が主体性を持って行政を担うことができるよう、都市財政の拡充強化についてや、災害対応能力強化のための支援についてなどの議案審議が行われたところです。

10月30日には、知事と県内の市町村長との意見交換会に出席をいたしました。意見交換会では、地域公共交通ネットワークの維持・確保についてという協議テーマで意見交換が行われたところです。

11月3日の文化の日には、それぞれの分野から由布市の発展に多大な御貢献をいただきました7名の個人と3つの団体の皆様に対しまして、功労表彰式を執り行い、その御功績をたたえとともに、関係者の皆様にも感謝を申し上げたところでございます。

11月8日には、安全・安心の道づくりを求める全国大会、翌9日には九州国道協会国土交通省意見交換会及び治水事業促進全国大会に出席し、翌10日に開催されました九州地方国道整備促進総決起大会、災害復旧促進全国大会へ出席し、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路整備の必要性を強く要望したところでございます。

11月12日には、長谷川前議長、小石副市長とともに、在京由布市会総会へ出席をいたしました。会の中では、故郷に思いをはせる皆様方より、由布市へ力強いエールをいただき、心強く思った次第でございます。

翌13日には、第56回全国過疎地域連盟総会へ出席し、過疎対策関係等の来年度予算などの議決を行ったところでございます。

11月15日には、三代目源流の皆さんから、第26回日本太鼓ジュニアコンクール大分県大会において見事優勝に輝き、九州大会及び全国大会へ出場が決定したことについての御報告をいただきました。その功績をたたえとともに、未来を担うすばらしい人材が、ここ由布市で育つ

てきておることに頼もしく思った次第でございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の行政報告が終わりました。

---

#### 日程第4. 陳情について

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第4、陳情についてを議題といたします。議会事務局長に陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚美由紀君） 事務局長です。

それでは、お手元に配付の陳情文書表により朗読いたします。朗読に際しまして、陳情者の氏名につきましては敬称を略させていただきます。

受理番号1、件名、市議会議員のY o u T u b eにおける発言に関する陳情。陳情者、由布市湯布院町、株式会社玉の湯代表取締役桑野和泉。

受理番号2、件名、高齢者が出かける元気のあるうちに、一刻も早く、ユーバスを便利にしてください（陳情）。陳情者、由布市湯布院町、もっと便利なコミュニティバスを考える会代表千竈八重子。

受理番号3、件名、「障がい者への合理的配慮」と「交通権」の視点から、ユーバス見直しや介護保険の移動支援を、一刻も早く、実効性の高い方法で、実現してください（陳情）。陳情者、由布市湯布院町、谷千鶴。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） ただいまの陳情3件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第5. 報告第24号

#### 日程第6. 報告第25号

#### 日程第7. 報告第26号

#### 日程第8. 議案第74号

#### 日程第9. 議案第75号

#### 日程第10. 議案第76号

#### 日程第11. 議案第77号

#### 日程第12. 議案第78号

日程第 13. 議案第 79 号

日程第 14. 議案第 80 号

日程第 15. 議案第 81 号

日程第 16. 議案第 82 号

日程第 17. 議案第 83 号

日程第 18. 議案第 84 号

日程第 19. 議案第 85 号

日程第 20. 議案第 86 号

日程第 21. 議案第 87 号

日程第 22. 議案第 88 号

日程第 23. 議案第 89 号

日程第 24. 議案第 90 号

日程第 25. 議案第 91 号

日程第 26. 議案第 92 号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、本定例会に提出されました報告第 24 号から報告第 26 号までの報告 3 件、議案第 74 号から議案第 92 号までの議案 19 件については、一括上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告 3 件、議案 19 件でございます。

初めに、報告第 24 号及び報告第 25 号の専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償の額を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 26 号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、議案第 74 号、大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の受託については、大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の効率化を図るため、大分県から当該事務を受託することによるものでございます。

次に、議案第 75 号、大分県立庄内屋内競技場の管理に関する条例の制定については、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、大分県から事務の委託を受ける大分県立庄内屋内競技場の管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第 76 号、由布市・田北奨学資金に関する条例の制定については、市の奨学金制度

について規定する由布市奨学資金に関する条例及び由布市条件付返済免除型奨学資金条例を統合し、事務管理の効率化を図るものでございます。

次に、議案第 77 号、由布市・田北奨学資金の貸与の特例に関する条例の制定については、大分県立由布高等学校から大学等に進学する生徒について、奨学資金の貸与の要件を緩和するものでございます。

次に、議案第 78 号、由布市行政区設定条例の一部改正については、行政区画中、由布市挾間町の上朴木及び下朴木を統合し、朴木とするものでございます。

次に、議案第 79 号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、特別職の職員の常勤の者の給与改定に鑑み、市議会議員の期末手当の支給月数を改定するものでございます。

次に、議案第 80 号、由布市特別職の職員の常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与改定に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給月数を改定するものでございます。

次に、議案第 81 号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料表及び期末勤勉手当の支給月数を改定するものでございます。

次に、議案第 82 号、由布市みらいふるさと基金条例の一部改正については、基金に属する現金について、必要に応じ有価証券を取り扱うことができる規定や、繰替え運用を実施できる規定を追加するものでございます。

次に、議案第 83 号、由布市国民健康保険税条例の一部改正については、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の交付に伴い、国民健康保険税の所得割額と被保険者均等割額を減額するものでございます。

次に、議案第 84 号、由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正については、施術料の助成対象となる者の年齢要件を引き上げるものでございます。

次に、議案第 85 号、由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、市の一般職の職員と同様に、住宅を所有する企業職員に支給される住宅手当を廃止するものでございます。

次に、議案第 86 号、由布市教育奨学資金基金条例の一部改正については、基金に属する現金について、必要に応じ有価証券を取り扱うことができる規定を追加するものでございます。

議案第 87 号、由布市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める政令の一部を改正

する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 88 号、令和 5 年度由布市一般会計補正予算（第 8 号）は、歳入歳出それぞれ 7 億 6,416 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 224 億 904 万 4,000 円にお願いするものでございます。

歳入では、事業に伴う国庫、県支出金や地方債などの特定財源、ふるさと納税の増額が主なものでございます。

歳出では、新たな雇用機会の創出や、地域経済振興を促進するため、必要な助成措置として企業等立地促進助成金や、移住希望者が増加傾向にあることから県外移住者一括補助金等を増額しているほか、市道向原別府線改良工事などの測量調査委託や工事請負費を追加計上しております。

このほか、障害福祉サービス費負担金、子ども及び高校生等医療費助成金、特別支援教育就学奨励費及び県営基盤整備事業に係る負担金等の増額分を計上いたしております。

なお、議案第 81 号で、職員の給与に関する条例の一部改正案を提出しておりますが、各科目の給与管理費においては、給与改定に伴う給料及び期末勤勉手当の調整等をさせていただいております。

また、繰越明許費として、道路整備事業など 6 件、債務負担行為補正につきましては由布市議会日より印刷製本費など 5 件の追加をお願いしております。

地方債は追加 1 件、変更 7 件の補正となっております。

次に、議案第 89 号、令和 5 年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算にそれぞれ 315 万円を追加し、予算総額を 41 億 9,838 万 1,000 円にするものでございます。

主な内容といたしましては、歳入では県補助金を、歳出では療養費負担金をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第 90 号、令和 5 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算にそれぞれ 357 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 45 億 5,631 万 4,000 円にするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金を、歳出では総務費をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第 91 号、令和 5 年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出予算にそれぞれ 10 万円を追加し、予算総額を 1 億 2,953 万 2,000 円にするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金を、歳出では農業集落排水事業費をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第 92 号、令和 5 年度由布市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的予算では

収益的支出を増額し、資本的予算では資本的収入及び支出をそれぞれ増額するものでございます。

私からの説明は以上です。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第24号及び報告第25号について報告を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

報告第24号について詳細説明をいたします。報告第24号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和5年11月30日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。令和5年11月14日付で専決処分を行っています。和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。事故概要についてですが、令和5年9月8日、午後5時20分頃、大分市賀来西1-3-13先の県道小挾間大分線において、甲の車両が渋滞のため停止していたところ、誤って甲の車両を運転していた職員の足がブレーキから離れたため、前方で停車していた乙の車両の後部に甲の車両の前部が接触し、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

今回、先に物件損害のみを和解し、専決処分をしております。理由といたしましては、任意保険を通じて車両等の修理費を支払っていくことから、一部示談ができないと修理業者に修理費が支払えないこととなることから、物損損害に対しまして先に和解したものです。物損損害の和解条件につきましては、甲は乙に対し本事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を38万8,085円と定めたものでございます。末尾に当該車両の損害状況の写真を添付しております。

以上で説明を終わります。

次に、報告第25号について詳細説明をいたします。報告第25号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和5年11月30日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。令和5年11月15日付で専決処分を行っております。和解条件、事故概要については次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。事故概要ですが、令和5年10月19日、午後2時19分頃、由布市庄内町庄内原828番地1において、甲の車両の運転席ドアを開けた際に、強風にあおられ、隣に停車していた乙の車両の右側部に接触し、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払義務があることを認め、損害賠償の額を6万2,748円と定めたものでございます。末尾に当該車両、事故状況の写真を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第26号について報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第26号について御報告申し上げます。

報告第26号、例月出納検査の結果に関する報告について。地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出、由布市代表監査委員。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和5年7月分、8月分及び9月分の例月出納検査を8月28日、9月25日、10月25日に実施いたしました。検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金の在Highと出納状況です。現金の在High、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、ただいま上程されました議案について、詳細説明を求めます。

まず、議案第74号及び議案第75号について続けて詳細説明を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（米津 康広君） スポーツ振興課長です。詳細説明を行います。

議案第74号、大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の受託について。地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務に関し、協議により別記の規約を定めて大分県からの事務の受託を受けることについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年11月30日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。これは屋内競技場の指定管理の期間が令和6年3月31日で期間満了になることに伴い、大分県と協議した結果、事務の委託による管理方法に変更するものでございます。事務を受託するに当たり規約を定めるものです。

続きまして、議案第75号、大分県立庄内屋内競技場の管理に関する条例の制定について。大分県立庄内屋内競技場の管理に関する条例を別記のように定める。

令和5年11月30日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。これは県立庄内屋内競技場の管理事務を受託するに伴い、条例を

市で定めるものです。なお、この関係につきましては、大分県におかれましては11月27日に開会された第4回定例会で関連議案が上程されていますことを申し添えいたします。

以上で詳細説明を終わります。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第76号及び議案第77号について、続けて詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（日野 正美君） 議案第76号につきまして、詳細説明をさせていただきます。議案第76号、由布市・田北奨学資金に関する条例の制定について。由布市・田北奨学資金に関する条例を別記のように定める。

令和5年11月30日提出、由布市長。

現在、市の奨学金制度につきましては、由布市奨学資金に関する条例と由布市条件付返還免除型奨学資金条例という2つの条例により運用されておりますが、それぞれ貸付要件や手続はほぼ同様であります。条例が分かれているため、運用が煩雑となっております。今回、この2つの条例を比較検討し、異なる規定のすり合わせや過不足する部分を補完し、判断を要していたものを定義化するなどして条例を一本化することで事務管理の効率化を図るものでございます。さらに、奨学資金貸与の要件から、保護者の滞納がないことの要件を廃止することといたしました。保護者等の税金等、滞納があることにより、子の教育の機会が奪われることは教育基本法等の精神に反することと考え、要件から外すように改正をいたしました。

続きまして、議案第77号の詳細説明をさせていただきます。議案第77号、由布市・田北奨学資金の貸与の特例に関する条例の制定について。由布市・田北奨学資金の貸与の特例に関する条例を別記のように定める。

令和5年11月30日提出、由布市長。

今回、新たに市内の高等学校に通学する生徒が大学等に進学した際に、必要な資金を支援することを目的として条例を定めるものです。具体的には、由布高等学校から大学等に進学する生徒に対して、優遇措置を設けることにより、連携型中高一貫教育推進を側面から支援することで、市内の中学校から由布高等学校への入学者数が増加し、将来の由布市を担う優秀な人材の育成を支援することを目的としております。なお、この条例は10年間の期限を設けております。

10年間運用し、効果を検証する中で、より充実した制度となるよう改正をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第78号から議案第81号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） 総務課長でございます。

まず、議案第78号について詳細説明をいたします。議案第78号、由布市行政区設定条例の一部改正について。由布市行政区設定条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年11月30日、由布市長。

次のページが改め文でございます。第1条の行政区画中、由布市挾間町朴木の上朴木及び下朴木の2つの行政区を統合し、新たに朴木を行政区として設定をするものです。これは本年7月に開催された上朴木及び下朴木の臨時総会において、区民の総意により両行政区の統合が承認をされ、10月11日付で行政区統合についての申出書が提出されたことを受けたものでございます。附則において、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

次に、議案第79号について詳細説明をいたします。議案第79号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和5年11月30日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。改め文でございます。第1条につきましては、令和5年12月支給分の期末手当を0.05月分引き上げる改正を行うものです。第2条につきましては、第1条で引き上げました支給月数を令和6年4月1日以降、6月と12月の支給月に均等に振り分け、それぞれの支給月数を1.575月とし、年間合計で3.15月とする改正を行うものでございます。附則において、第1条の規定は令和5年12月1日から適用し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第80号につきまして詳細説明をいたします。議案第80号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について。由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和5年11月30日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。改め分でございますが、本条例の改正につきましても議案第79号と同内容となっており、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間合計で3.15月とする改正を行うものでございます。附則において、施行期日等を定めております。

次に、議案第81号につきまして詳細説明をいたします。議案第81号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年11月30日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。改正内容でございますが、第1条につきましては、職員及び

定年前再任用短時間勤務職員に係る令和5年12月支給分の期末勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げる改正を行うものです。期末手当につきましては、職員が1.2月を1.25月に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては0.675月を0.725月とするものです。勤勉手当につきましては、職員が1.0月を1.05月に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては0.475月を0.525月とするものです。また、大分県人事委員会勧告を鑑みて給料表を改めるものでございます。

2枚めくっていただきまして、第2条でございます。第1条で引き上げました期末勤勉手当の支給月数を令和6年4月1日以降、6月と12月の支給月に均等に振り分け、職員の期末手当については、それぞれの支給月数を1.225月とし、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当については、それぞれの支給月数を0.7月とするものです。また、職員の勤勉手当については、それぞれの支給月数を1.025月とし、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当については、それぞれの支給月数を0.5月とするものです。これにより、期末勤勉手当の年間合計は、職員にあつては4.5月、定年前再任用短時間勤務職員にあつては2.4月とする改正になっております。附則において、第1条の規定は令和5年4月1日から適用し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとしております。次のページからは新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第82号について、詳細説明を求めます。財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（渡辺 隆司君） 財源改革推進課長でございます。議案第82号の詳細説明をいたします。

議案第82号、由布市みらいふるさと基金条例の一部改正について。由布市みらいふるさと基金の一部を改正する条例を別記のように定める。令和5年11月30日提出、由布市長。

本条例の一部改正については、由布市みらいふるさと基金によって管理している現金の管理方法について改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第6条に第2項として基金が管理を行う現金を有価証券によってもできるようにすることを追加し、第7条には財政上必要なときに繰り戻しの方法や期間、利率を定めた上で、基金に属する現金を歳計に繰り替えて運用することができるよう加えるものです。以下、第7条の基金の処分を第8条に、第8条の運用状況の公表を第9条に、第9条の委任を第10条に、それぞれ1条ずつ繰り下げるものです。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第83号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（砂田 剛士君） 保険課長です。議案第83号につきまして、詳細説明をいたします。

議案第 83 号、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和 5 年 1 月 30 日提出、由布市長。

次のページは由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。改正の内容は、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものです。単体妊娠の場合は出産被保険者の出産予定日の属する月の前月から出産予定日の翌々月まで、多胎妊娠の場合は出産の予定日の属する月の 3 か月前から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を減額するものです。また、これに伴う出産被保険者に係る届出について改正するものです。

附則といたしまして、施行日は令和 6 年 1 月 1 日からとなっております。運用につきましては、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 月 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度までの国民健康保険税については従前の例によります。

以上で、議案第 83 号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第 84 号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。議案第 84 号について詳細説明をいたします。

議案第 84 号、由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部改正について。由布市あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう施術料助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和 5 年 1 月 30 日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。今回の改正は、今後の高齢化の進行等の状況に鑑みて、第 2 条中、施術料の助成の対象となる者の年齢要件を満 65 歳から満 70 歳に引き上げることによるものでございます。施行日は令和 6 年 4 月 1 日となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第 85 号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（衛藤 武君） 水道課長です。議案第 85 号について詳細説明を行います。

由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。由布市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。令和 5 年 1 月 30 日提出、由布市長。

この条例の一部改正は、住宅を所有する企業職員の住居手当を廃止するものでございます。平成 30 年 3 月に改正した由布市職員の給与に関する条例の住宅手当の経過措置が令和 6 年 3 月末にて終了するのに伴い、条例の改正を行うものでございます。

次のページを御覧ください。改め文でございます。第6条の2中「次に掲げる職員に対して」を「自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員」に改め、同条各号を削る。施行は令和6年4月1日でございます。次のページは、新旧対照表でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第86号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（日野 正美君） 教育次長です。議案第86号の詳細説明を行います。

議案第86号、由布市教育奨学資金基金条例の一部改正について。由布市教育奨学資金基金条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年11月30日提出、由布市長。

これまでの由布市教育奨学資金基金条例では、現金を預金して保管しなければなりませんでしたが、奨学資金の貸与に要する財源を確保するため、効率のよい運用を図ることができるよう、有価証券を取り扱うことができる規定を追加するものでございます。

以上で終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第87号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） 消防長です。

議案第87号の詳細説明をいたします。議案第87号、由布市火災予防条例の一部改正について。由布市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和5年11月30日提出、由布市長。

今回の改正は、改正省令の交付に伴うものです。

裏面より改め文、新旧対象表を添付しております。改正省令は、蓄電池設備について、脱炭素社会の実現などに向け、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいること、JIS等の標準規格において、出火防止装置や延焼防止装置等が盛り込まれるようになってきたことなどを踏まえ、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しが行われています。また、固体燃料を使用する火器設備などは、まきストーブや炭火焼き器について、防火上の安全装置が講じられたものもあることから、標準の見直しが行われています。これに伴い、由布市火災予防条例について所要の改正を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第88号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

議案第88号について詳細説明をいたします。議案第88号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第8号）。令和5年度由布市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6,416万4,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億904万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。令和5年11月30日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。3ページにかけて歳入歳出の款項ごとに補正額を記載しております。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費です。6件の繰越明許をお願いしております。

8款土木費の道路整備事業、辺地対策事業3路線、過疎対策事業9路線及び単独事業2路線については、工事契約に不測の日数を要したこと、資材の調達確保に不測の日数を要したこと、また、関係機関との協議・調整に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

9款消防費の災害対策環境整備事業については、由布市中小河川ハザードマップ作成業務において、大分県河川課が行う中小河川ハザードマップ元データ作成業務の遅延により年度内の完成が見込めないためでございます。

11款災害復旧費の農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費については、工事契約に不測の日数を要したこと、工期の確保、また関係機関との協議・調整に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

なお、今、申し上げました個別事業の繰越し理由については、お配りしております令和5年度12月補正予算の概要の巻末に記載しておりますので、御参照いただければと思います。

5ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正です。由布市議会だより印刷製本費など5件を追加するもので、いずれも契約に至るまでの一連の準備行為を本年度内に行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

6ページは第4表地方債補正です。上段で農業施設災害復旧事業の追加、中段からは県営基盤整備事業など7件の変更をお願いしております。変更内容につきましては、事業費の増減や財源の組替えに伴うものでございます。

次に、7ページから補正予算事項別明細書となっております。

10ページをお願いします。歳入でございます。16款2項1目の1節特定防衛施設周辺整備事業補助金107万1,000円は、調整交付金の交付額が決定したことから増額しており、道

路整備事業に充当しております。

12ページをお願いします。19款1項2目の1節指定寄附金のふるさと納税は、本年度上半期の実績及び今後の推測値等に基づき3億円を増額するもので、充当事業である、みらいふるさと寄附金推進事業において取扱委託料及び基金積立金を同額増額しております。

20款1項1目2節基金繰入金の財政調整基金は、本補正の収支の均衡を図るため、2億47万8,000円を繰入れしております。

14ページをお願いします。23款1項5目の1節農林水産業施設災害復旧事業債については、本年7月の大雨災害に係る農地農業用施設や林業施設工事分に対して、今回それぞれ災害復旧事業債の充当を見込んでいます。その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。歳出となります。まず、全般的な事項といたしまして、各事業の過年度精算に伴う国庫及び県支出金の返納金を計上しているほか、原油等のエネルギー価格高騰に伴う公共施設で使用する電気代及び燃料費の増額をしております。

また、各科目内の給与管理費につきましては、職員給与の改定に伴い、給与及び期末勤勉手当の調整などをしております。各給与管理費の説明は省略させていただきますが、巻末72ページから給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

それでは、主な事業について説明をさせていただきます。

21ページをお願いいたします。2款1項5目、区分3財産有効活用事業の12節委託料は、用途が終了した普通財産を売却するため、不動産鑑定及び登記に係る費用を増額するものです。

2款1項6目、区分2次世代交通実験事業は、令和元年度から湯布院地域で実証実験をしておりますIoT技術等を活用したグリーンスローモビリティの効果的導入実証事業が終了することとなることから、国が行う車両の入札に参加するため計上するものです。

区分3、企業立地促進事業は、新たな雇用機会の創出や地域経済振興の促進のため、由布市庄内町に増設した豊洋精工大分工場C棟（庄内工場）に対し企業等立地促進助成金として交付するため計上するものです。

次のページをお願いします。区分4由布市に住みたい事業は、移住希望者が増加傾向にあることから、移住支援金や県外移住者一括補助金などを増額するもので、特定財源として県補助金を充当しております。

24ページをお願いします。2款2項2目の区分1賦課推進事業は、令和6年度課税分より森林環境税の導入に伴い、システムの改修が必要となったことから計上するものです。

2款3項1目、区分1の戸籍住民基本台帳電算システム整備事業は、令和6年度より県外転出者のマイナンバーカードの海外利用が開始されることから、マイナンバーカードに氏名をローマ

字表記できるようシステム改修を計上するもので、特定財源として国庫補助金を充当しております。

26ページをお願いします。2款4項5目、区分1参議院議員選挙及び次のページの6目の区分1知事県議会議員選挙事業費は額の確定により減額をしております。

32ページをお願いします。

3款1項3目、区分2自立支援事業は、昨年10月の報酬改定やサービス利用者の増加に伴い、障害福祉サービス費負担金を増額するもので、特定財源として国庫2分の1、県4分の1の負担金を充当しております。

36ページをお願いいたします。3款2項2目、区分4児童施設整備事業は、くすのき児童クラブ棟実施設計委託業務については、挟間小学校増築工事と調整を図るため、令和5年度発注予定を変更し、令和6年度当初で計上することとしたことから減額するものです。

42ページをお願いします。4款1項2目の区分1子ども医療費助成事業及び区分2の高校生等医療費助成事業は、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことや、近年、まれに見ないような形でのインフルエンザの流行等を考慮し、10月までの実績を踏まえ増額するもので、財源として、それぞれ子ども及び高校生等医療費助成事業基金を充当しております。

46ページをお願いします。6款1項3目、区分2の中山間地域等直接支払対策事業は、集落で協定しています対象農地等の増加に伴い交付金を増額するもので、国庫財源を伴う県補助金を4分の3充当しております。

区分3農地中間管理事業は、農地の集積・集約化に取り組む2つの地域の農事組合法人に対する機構集約協力金及び農地集積・集約化促進交付金で、全額県補助金を充当しております。

48ページをお願いします。6款1項5目、区分1の県営基盤整備事業は、国の補正予算に伴い6地区で実施する、圃場整備や水路、ため池工事となる県営経営体育成基盤整備事業に係る負担金でございます。水田畑地化促進事業負担金は、庄内町柚ノ木地区の圃場整備分及び平石地区の梨団地造成工事分で4,935万円、農業水利施設保全化事業負担金は挟間町古野井路及び提子井路の水路工事分で3,600万円、防災重点農業用ため池整備事業負担金は、庄内町大郷ため池の大規模改修工事分及び挟間町筒口、片野ため池改修計画分で847万円となっており、平石地区の梨団地造成工事の負担金に対しましては、過疎債を充当しております。

52ページをお願いします。8款1項1目、区分2の急傾斜地崩壊対策事業は、5地区で実施しています県の事業において、事業補正がなされたことから負担金を増額するものです。

8款2項1目、区分1の道路維持事業は、本年度、通学路点検において早急な対応が必要と判断した転落防止柵の改修及びグリーンベルト設置の2か所について対応するため、工事請負費を増額するものです。

54ページをお願いします。8款2項2目、区分2の道路整備事業（過疎対策事業）は、庄内町東大津留、市道瀬口竹の中線において、用地買収の協議ができたことにより増額するもので、財源として市債を充当しております。

区分3、道路整備事業（単独事業）の工事請負費は、市道向原別府線改良工事において、挾間町北方喜多里団地入口から市道北方中央線までの工事請負費を増額するものです。

次の公有財産購入費は、挾間町筒口、市道西谷桑鶴線において、用地買収の協議ができたことにより増額するものです。財源として市債を充当しております。

56ページをお願いします。9款1項3目、区分2の災害対策環境整備事業の委託料は、中小河川で河川付近に主要施設がある地域、人家や公共施設が集中している河川——由布市では19河川が対象になります——について、国・県において浸水想定区域図を作成し、その後、市町村がその情報を基にハザードマップにて、住民に周知することが義務づけられたことにより、中小河川ハザードマップを作成するため計上するものです。特定財源として、国庫3分の1、県3分の1の補助金を充当しております。

次の工事請負費の減額は、防災ラジオ更新工事の入札残になります。

58ページをお願いします。10款1項2目、区分2の教育環境管理充実事業は、小中学校の児童生徒の机及び椅子を来年度の児童生徒数の増加見込みや劣化・破損などにより、机106台、椅子159脚を新たに購入するものです。

62ページをお願いします。

10款2項3目、区分1教育振興費（小学校）及び10款3項3目、区分1の教育振興費（中学校）の特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者が負担する経費の一部を補助する給付金になります。令和5年度より給付を実施したことから、申請数に応じ増額するものです。特定財源として国庫補助金を2分の1充当しております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第89号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（砂田 剛士君） 保険課長です。

議案第89号について詳細説明をいたします。議案第89号、令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和5年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,838万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年11月30日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。  
財源につきましては、6、7ページの歳入も併せてお願いいたします。

8ページをお願いいたします。上段、1款1項1目一般管理費、区分1、8節旅費2万3,000円の減額につきましては、費用弁償基本額の変更による3,000円の増額と、ウェブ開催により旅費が不要になったため、2万6,000円の減額となっております。

12節委託料20万8,000円の減額は、当初予算を下回った額が不用額となったためです。

18節負担金、補助及び交付金3,000円の増額については、協議会が書面開催になったための負担金不用額の5,000円の減額と、オンライン資産確認等市町村運営負担金の単価変更による8,000円の増額によるものです。これらにつきましては、6ページ、歳入の下段の表、10款1項1目一般会計繰入金を減額しております。

中段、1款2項1目賦課徴収費、区分1、8節の旅費5,000円の増額でございますが、基本額の変更によるものでございます。

下段、2款1項3目一般被保険者療養費、区分1、18節負担金、補助及び交付金303万3,000円の増額でございますが、一般分療養費負担金の増額に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。下段、2款4項1目出産育児一時金で、区分1、18節負担金、補助及び交付金34万円の増額は、件数の増加によるものでございます。これらにつきましては、6ページの歳入、6款2項1目保険給付費等交付金337万5,000円を増額しております。

以上で、議案第89号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第90号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。

議案第90号について詳細説明をいたします。議案第90号、令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和5年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億5,631万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年11月30日提出、由布市長。

事項別明細書8、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費につきましては、令和6年度介護保険制度改正に

係るシステム改修の委託料となります。4月施行に合わせ、年度内での改修が必要になったことによるものです。財源は、一般会計からの繰入金となります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第91号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（田代 由理君） 環境課長です。

議案第91号について詳細説明をいたします。議案第91号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,953万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年11月30日提出、由布市長。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをお開きください。

まずは歳入でございます。5款1項1目一般会計繰入金については、給与及び期末勤勉手当の増額に伴うもので、10万円を増額するものでございます。

次に歳出でございます。8ページをお開きください。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費、区分、給与管理費については、10万円増額するものでございます。内訳といたしましては、一般職員給料4万7,000円、期末勤勉手当5万3,000円でございます。

以上で、議案第91号の詳細説明を終わります。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第92号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（衛藤 武君） 水道課長です。

議案第92号、令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）について詳細説明をいたします。

1ページ目をお願いいたします。

第1条、令和5年度由布市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度由布市水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。款の項目、補正予定額と、計のみ読み上げさせていただきます。

支出、第2款水道事業費用、補正予算増額の764万1,000円、計8億6,618万9,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額3億4,022万円を、不足する額3億4,016万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金3億4,022万円を過年度分損益勘定

留保資金３億４，０１６万６，０００円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第３款資本的収入、補正予定額３４１万７，０００円、計５億９，５１６万４，０００円。２ページ目をお願いいたします。支出、第４款資本的支出、補正予定額３３６万３，０００円、計９億３，５３３万円。

第４条、予算第６条中、起債の目的、建設改良事業、限度額５億１，１００万円を５億１，４３０万円に改める。

令和５年１１月３０日提出、由布市長。

詳細説明については、補正予算説明書で御説明申し上げますので、４ページをお開きください。

給与及び期末勤勉手当の補正額は、給与改定に伴うものですので、説明は省略させていただきます。

まず、収益的支出でございます。２款１項１目１節、報酬３１万円の増については、挟間浄水場職員の時間外勤務について、緊急対応等が増えたことによる増額でございます。

１８節修繕費２００万円は、各取水場及び浄水場の修繕費の増額でございます。

２款１項２目１５節委託料３４万５，０００円は、主な理由としまして、検針戸数が当初より増えているための増額でございます。

１８節修繕費３００万円は、排水管及び給水管の修繕費の増額でございます。

２７節負担金３８万４，０００円は、配管材料等の価格調査負担金です。大分市が主となり、由布市と別府市の３市共同で年１回調査をしています。資材単価高騰のため、追加の調査が必要になった分の増加負担分でございます。

２款１項４目３節手当１３２万３，０００円の主なものは、時間外手当でございます。夜間休日の緊急対応が増えたことによる増額でございます。

５ページ目をお願いいたします。

次に、資本的収入でございます。主なものとしましては、３款１項１目１節企業債３３０万円の増額は、請負工事の追加計上に伴うものでございます。

次に、下段の資本的支出でございます。主なものは、４款１項１目３０節請負工事費３３０万円は、挟間浄水場活性炭吸着設備用の調整弁が故障したことにより、緊急取替え工事を追加するための増額でございます。

６ページは地方債の調書、７ページには給与費明細書を添付しております。内容の確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、12月4日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは明日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締切りは12月5日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時21分散会

---